



テクノロジーと法の未来へ

FACULTY OF GLOBAL INFORMATICS

国際社会が抱える問題を「情報の仕組み」と「情報の法学」の視点で分析・解明し、解決策を論理的に構築する、ITL独自の学びに迫ります。



国際情報学部国際情報学科4年
私立川越東高等学校(埼玉県)出身

小岩 泰己

AIが普及した現代で 個人情報はどう守られるべきか

ました。これらを統合してチャット形式で提供するサービスは、個人のみならず多くの企業でも利用されています。

企業が保有する情報には顧客の個人情報も含まれており、当然こうした情報がAIサービスに入力することも想定されます。AIを活用することで効率的に作業や分析を行うことができる一方、個人情報の入力も簡単に行えるようになり、個人情報の漏えいや、私たちが予測できないような方法での利用なども行われるようになっていきます。また、こうした利用に対して、私たちが「同意」など何らかの形で関与することが難しい状況です。

本稿では、こうしたAIの利用で生じる個人情報保護法の課題についての私の研究をご紹介します。

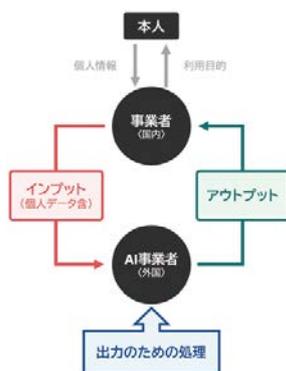
個人情報保護法とAI利用の課題

企業などの事業者が私たちの個人情報を取り扱う際には、個人情報保護法

(個人情報)の規制を受けます。

規制の内容容としてさまざま

AI利用時の個人データのフロー

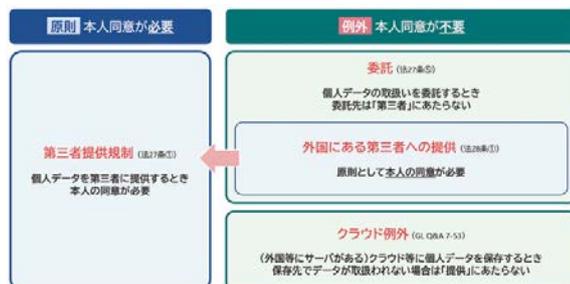


のがあります。本稿では第三者提供規制を例に検討してみます。個人情報27条1項では、事業者が本人から取得した個人データを第三者(他の企業など)に提供するとき、原則として本人の同意を取得するよう求められています。

AIの利用では、事業者がAIに個人情報を含むプロンプトを入力するとき、事業者から第三者であるAIサービス提供事業者(プロバイダ)に個人データが移動することになります。このとき、第三者への提供が行われています。

そうすると、AIの利用には本人の同意が必要に思われますが、第三者提供規制には「委託」や「クラウド例外」などの例外が存在します。もし、例外のいずれかに該当すれば第三者提供で

第三者提供規制の概略図



はないものとされます。反対に、例外のいずれにも該当しない場合には、第三者提供になり本人の同意が必要となる可能性が高いといえそうです。

「委託」と「クラウド例外」

個人情報27条5項では、個人情報の取り扱いを他の企業などに「委託」する場合には、委託先は「第三者」に該当しないとされています。AIサービス

はじめに

私は、小向太郎先生のゼミに所属しており、「個人情報保護法とGDPRから見る生成AIと個人情報の第三者提供」というテーマで研究を行っています。

生成AIというと、最近ではテキストだけでなく、画像や音声など幅広いコンテンツを生成できるサービスが増え



第24回情報ネットワーク法学会が開かれた広島大学

についても、プロバイダを個人情報情報の「委託先」とすることができれば例外に該当するようには思えません。しかし、同法28条1項では、外国にある事業者に対して個人データを提供する場合に、委託先であっても第三者に該当するとされています。つまり、Open AIをはじめとする外国に所在するプロバイダは27条5項の例外には該当せず、「第三者」にあたることとなります。ところで、この規定により、クラウドサービスを提供するクラウド事業者は個人データを保存するにも問題が発生します。クラウドサービスでは、事業者が保有するデータを、日本以外の外国にあるサーバに保管する場面が多いです。よって、個人データの保存も、形式的には「外国にある第三者」への提供にあたる可能性が高いです。そこで登場するのが「クラウド例外」（個人情報ガイドラインQ&A7-53）です。クラウド事業者が、保管された個人データを「取り扱わないこととなつている」場合には、個人データを

「提供」したことになるかとする個人情報保護委員会の解釈です。

では、「AIへの個人情報の入力」はクラウド例外に該当するのでしょうか。ポイントは「個人データを取り扱わないこととなつている」かどうかですが、この定義は明確ではありません。

実務では、AIサービスを利用するときにどのような根拠で本人の同意なく外国の第三者に個人データを提供することができるか、明確な根拠がない状態で運用されているのが現状です。AIサービス内でプロンプトを処理するとき、何らかの形でデータが処理されているはずであり、「取り扱わない」場合といえるか、大きな疑問が残ります。以上からもわかるように、どのような場合に本人の同意を得ずにAIサービスの利用が認められるかが明確になつていない現在の制度は、AIが普及した現代に適しているとは言えないのではないでしょうか。

終わりに



2年次に参加した学会での発表

今後は、EUや米国など他国の制度と日本の制度の違いを検討しつつ、どのような制度の在り方が望ましいか検討していきます。

AIのような新規技術は、技術の発展速度が速く、規制が追いついていないのが現状です。国際情報学部で学べる知識を活かし、新しい技術を適切に

利活用していくための取り組みにかかわっていきたくと考えています。

結びに、私のこの研究を「IT先端的プロジェクト奨学金」に採択いただいた教職員の方々、インタビューにご協力いただいた企業の方々、そして常に研究を支えてくださっている小向先生に感謝を申し上げます。